

学校における危機管理

自然災害発生に備えよ！

幼稚園が津波など天災に見舞われ、園児が犠牲になった場合、幼稚園にはどのような責任が問われるのか。今回は町教育委員会の職員と弁護士によるQ & A方式でその対応を考えてみたいと思います。

A 町教育委員会Bさん 今日朝に、三年前の東日本大震災の津波で、送迎バスが流されて死亡した幼稚園児四人の遺族と幼稚園が仙台高裁で和解したという記事が出ていました。東日本大震災のような天災についても幼稚園は責任を負わなければならないのでしょうか？ あれほどの巨大な津波の発生を予見すべきであったというの

は少し酷なような気がします。

弁護士 一審の仙台地裁（注1）では、幼稚園側は、市街地を約七割の津波が襲うというような、千年に一度の大地震や大津波を予見するのは困難であったので、園長ら職員には注意義務違反がないという主張をしました。
Bさん 幼稚園側の主張は正當だと思えます。あのときは、地方公共団体

でさえも、大津波が発生することを予見できていなかったのですから。

弁護士 しかし、仙台地裁は幼稚園側の責任を認めました。

Bさん えっ、どうしてですか？

弁護士 仙台地裁は前提として、幼稚園が被災園児の両親らとの在園契約から生じる付随義務として、被災園児らが幼稚園において過ごす間、被災園児らの生命・身体を保護する義務を負っていると判断しました。

Bさん 公立の小中学校の場合には、公法上の在学契約に付随する児童生徒に対する安全配慮義務といふことになると思います。



佐々木 泉顕（ささき・もとあき）

札幌市中央区大通西11丁目大通藤井ビル6階
 弁護士法人佐々木総合法律事務所
 TEL011-261-8455 FAX011-261-9188
 ・北海道町村会顧問
 ・一般社団法人札幌市医師会顧問
 ・北海道教育委員会顧問

弁護士 そのとおりです。そして、幼稚園児が幼く、危険回避能力が未発達の状態であることから、幼稚園職員らは出来る限り園児の安全に係る自然災害等の情報を収集し、自然災害発生の危険を具体的に予見し、その予見に基づいて被害の発生を未然に防止し、危険を回避する最善の措置を執らなければならないと判断しました。

Bさん 過失を構成する予見義務と結果回避義務ですね。

弁護士 仙台地裁は、たとえ本件地震発生時までにはいわず千年に一度の巨大地震の発生を予想し得なかった

としても、職員らは約三分間にわたって続いた最大震度六弱の巨大地震を、実際に体感したのだから、スクールバスを海沿いの低地帯に向けて走行させれば、その途中で津波により被災する危険性があることを考慮し、ラジオ放送によりどこが震源地であって津波警報が発令されているかどうかなどの情報を積極的に収集し、サイレン音の後に繰り返される防災行政無線の放送内容にもよく耳を傾けて、その内容を正確に把握すべき注意義務があるとして、幼稚園側が情報収集義務を怠った過失があると判断しました。

つまり、地震発生前の対応を問題にしたのではなく、地震発生後の情報収集の仕方と過失があったと判断したのです。

Bさん 幼稚園の職員は、ラジオを聞いていなかったのですか？

弁護士 ラジオを聞けるカセットデッキはあったのですが、停電で使用できませんでした。職員室に電池の備えはあったのですが、誰もそこまでは頭が回らなかったようです。結局、誰もラジオ放送による情報収集をしていませんでした（注2）。

Bさん 海岸沿いの町であれば、防災行政無線があったと思うのですが…

弁護士 防災行政無線からは「宮城県沖に大津波警報が発表されました。至急高台に避難してください。」等のアナウンスが繰り返されていたのですが、何故か、海側を走るスクールバスを発車させてしまったのです（注3）。

Bさん 幼稚園は高台にあったのですよね。そのまま幼稚園に留まっていたれば、被害は避けられたと思うのですが、津波発生の恐れがある場合の園児引渡しについてマニュアルは作成されていなかったのですか？

弁護士 マニュアルはありません。「地震の震度が高く、災害が発生する恐れがある時は全員を北側庭園に誘導し、動揺しないように声掛けして、落ち着かせて園児を見守る。園児は保護者のお迎えを待つて引渡すようにする。」と記載してあります（注4）。

被災園児をスクールバスに乗せることなく、幼稚園で保護者の迎えを待つていれば、みんな無事でいられたはずなのですが、Bさん、やはり幼稚園側の過失はないとお考えですか？

Bさん （しばらく考えてから）天災ではなく、人災ですね。幼稚園の責任は免れないと思います。私の町でも、災害発生時の対応について再度検討致します（注5）。

解説

注1 仙台地裁平成二五年九月一七日判決（判例時報二〇四号五七頁）。自然災害発生時に教職員がいかなる対応をとるべきかについて本裁判例は大変参考になる。

注2 停電になればテレビによる情報収集はできなくなる。学校ではフンセク機能付きの携帯電話やラジオ（電池使用可能なもの）の用意が不可欠である。停電になることを前提とした危機管理が必要なのである。

注3 仙台地裁における証人尋問手続において、教諭らは聞いていなかったと証言したが、近所の人間が偶然撮影したビデオカメラに、高台避難を呼びかけている放送内容が録音されていたことから、防災無線による避難放送が流れていたことは間違いないようである。要は防災無線の内容に注意するという責務が欠落していたということである。

注4 一番判決によると、幼稚園にマニュアルがあり、地震避難訓練も行っていたが、マニュアルを教諭らに配布したり、見せたりすることもなく、送迎に関する訓練や打ち合わせをすることもなかった。そのため、ほとんどの教諭やスクールバス運転手は、マニュアルの存在を知らず、大地震が発生した際には、園児を幼稚園において保護者らに引き渡すという取り扱いが定められていたことを全く知ら

なかった。対策マニュアルの周知徹底と、あらゆる場面を想定した避難訓練の実施によって、教職員全員の認識を共通にしておくことが、危機管理において重要なことがよく分かる典型例である。

注5 災害は忘れられた頃にはやってくるものである。市町村は、自然災害発生時の学校における危機管理対策を徹底しておく必要がある。地震や津波だけではなく、最近では台風やゲリラ豪雨についての対策も考える必要がある。特に数日前から進路が把握できる台風と違って、ゲリラ豪雨は、直前まで予測が極めて困難な場合が多いので注意が必要である。市町村においては最低限、以下の事項については確認していただきたい。

- ① 校内にいる児童・生徒の安全確保と安否確保の対策を講じているか？
- ② 保護者との連絡手段は確立できているか？
- ③ 自然災害時の情報収集準備は万全か？
- ④ 児童・生徒の保護者への引渡方法は確立できているか？
- ⑤ 防災避難訓練は行っているか？
- ⑥ 危機管理マニュアルを作成して教職員の共通理解を図っているか？